

令和6年8月21日

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------------------|--|
| 【請願 11 号の審査】 | |
| 石黒委員 | 8月6日の原爆の日に広島を訪ね、戦争の悲惨さを改めて強く感じた。本県出身者を含む多くの兵士が犠牲となった沖縄本島南部地域からの土砂採掘の中止を国に求めることは、私たちの次の世代に平和を伝えていくためにも必要なことである。本請願は願意妥当で採択すべきである。 |
| 橋本委員 | 願意妥当で採択すべきである。 |
| 石塚委員 | <p>今後も平和を維持していくこと、そして多くの犠牲者を尊重していくことは全く間違っていない。また、国が法律に基づき行う遺骨収集を今後更に強化していく必要性も理解している。</p> <p>一方で、土砂は非常に深い岩盤から採掘し、基地建設に限らず様々な沖縄の振興に活用される。また、同地域から土砂を採掘することは現時点で確定しておらず、他の調達地を検討していくとの報道もある。引き続き、情報を収集しながら注視する必要がある、継続審査が妥当である。</p> |
| 石川(渉)委員 | 同地域は国内で熾烈な地上戦が行われた唯一の地域で、多くの兵士や民間人が犠牲となっており、どこに遺骨が埋まっているかも分からない。このような地域から土砂を採掘し、海に埋めることを止めてほしいと想うのが、沖縄の気持ちである。同地域にある山形県戦没者沖縄慰霊碑「山形の塔」の概要はどうか。 |
| 地域福祉推進課長 | 「山形の塔」は沖縄県糸満市に昭和40年2月に設置され、県が建設期成同盟会から寄附を受けた53年以降は、県が施設管理を行っている。例年11月に現地で慰霊祭を開催している。 |
| 石川(渉)委員 | 答弁のとおり、同地域は本県にとって関係の深い地域である。このような地域の土砂を海に埋めることは避けるべきである。願意妥当である。 |
| 相田(日)副委員長 | <p>前回の審査から状況に大きな動きはない。継続審査が妥当である。</p> <p>⇒簡易採決の結果、継続審査に決定</p> |
| 【請願 16 号の審査】 | |
| 石川(渉)委員 | 厚生労働省はベースアップ評価料を報告したが、職種や勤務場所により金額に差が生じる仕組みとなっている。また、物価高騰の影響を受けて医療や介護の現場では経営が厳しく、賃上げだけではなく経営全体の支援が必要である。願意妥当である。 |
| 橋本委員 | コロナ禍以前から、現場では人手不足が恒常化しており、厳しい状況が続いている。願意妥当である。 |
| 石黒委員 | 職種や勤務場所が異なることで処遇に格差が生じること自体に疑問がある。給 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-----------------------|--|
| 石塚委員 相田(日)副委員長 | <p>料体系のベースが職種により異なることは理解するが、加算額に差が生じることは理解できない。採択すべきである。</p> <p>6月定例会の本委員会の審査では、国では報酬改定の検証調査を10月に予定しており、その調査結果を注視する必要があることから、本請願を継続審査に付したと理解している。物価高騰の影響はあるが、課題の見極めを適切に行う必要がある。継続審査が妥当である。</p> <p>検証調査の結果を注視する必要がある。継続審査が妥当である。 ⇒採択すべきとする意見と継続審査に付すべきとする意見が出され、本日の委員会で採決を行うことの可否について挙手採決の結果、可否同数となったため、委員会条例第13条の規定により、委員長裁決の結果、継続審査に決定。</p> |
| 【所管事項に関する質問】 | |
| 石塚委員 | 7月25日からの大雨被害を受け、県では市町村に保健師を派遣して避難者の健康管理支援を行っているが、具体的な対応状況はどうか。 |
| がん対策・健康長 寿日本一推進課長 | <p>発災当初から、最上・庄内保健所では管内市町村の担当課から被害状況の情報を収集するとともに、避難所の現地確認及び避難者の健康管理支援を行っている。</p> <p>現地確認については、7月27日～8月20日の25日間で延べ62名の保健師を市町村へ応援派遣し、避難スペースにおける居住環境、食事の提供状況、トイレの衛生管理、手指消毒剤の設置状況、ゴミの分別状況等を確認している。健康管理支援については、避難者から健康状態の聴き取りを行い、市町村の保健師と連携しながら困難を抱える方や配慮が必要な方に対する支援を行っている。</p> |
| 石塚委員 | 被災により保育施設を使用できない地域もあるが、現在の運営状況はどうか。 |
| こども成育支援課 長 | 床上・床下浸水、断水、落雷などによって設備が破損した保育所は庄内地域で5施設、最上地域で2施設ある。うち、浸水被害の大きかった庄内地域の1施設では、当分の間、市内の他の保育所で合同保育を行うこととなった。合同保育中も職員の配置基準や施設の面積基準は満たしており、保護者の負担軽減のために送迎バスを配置すると聞いている。落雷により電気設備に被害があった最上地域の1施設では、一時、公民館を間借りして保育を行っていたが、本日から通常保育を再開すると聞いている。 |
| 石塚委員 | 送迎バスが配置されるが、移動距離が長いため、子どもたちへの負担等も想定される。市町村と連携しながら諸課題に対応してほしい。 |
| 石塚委員 | 被災地域では災害ゴミの集積場を設置しているが、被害が大きかった地域では処理が追いついていない状況と聞いている。特に、濡れた畳はそのまま焼却できないため、破碎等の中間処理が必要になる。このような現場の課題に対する県の対応はどうか。 |
| 廃棄物対策主幹 | 廃畳の処理に苦慮しているとの相談が市町村から寄せられており、県では民間 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|---|
| 石塚委員 | <p>事業者のノウハウや施設を活用できないか検討を進めている。</p> <p>災害ゴミの集積量は相当と考えるが、各地域の施設で処理できる見込みか。</p> |
| 廃棄物対策主幹 | <p>廃棄物量の全体像が未だ見えない状況だが、広域事務組合内で処理が追いつかない場合は、他の市町村や業界団体と連携しながら、民間事業者の活用を含めて検討していきたい。</p> |
| 石川(渉)委員 | <p>訪問介護事業は国が進める地域包括ケアシステムの中心事業だが、今回の報酬のマイナス改定を受け、事業所の運営は深刻な状況となっている。民間の調査会社によれば、今年1月～6月の介護事業所の倒産件数は平成12年の介護保険法施行以降で過去最多になった。訪問介護事業所に限れば、前年比で4割増となり、そのほとんどが小規模事業所である。今年度の県内訪問介護事業所の廃止・休止の状況はどうか。</p> |
| 高齢者支援課長 | <p>6月までで、廃止が3事業所、休止が2事業所である。新規に指定された5事業所があるため、全体で見ればプラスマイナスゼロである。</p> |
| 石川(渉)委員 | <p>今年度の廃止・休止に伴って事業所不在となった市町村はあるか。</p> |
| 高齢者支援課長 | <p>これまでも事業所不在であった大江町、白鷹町及び大蔵村に加え、戸沢村が不在となった。</p> |
| 石川(渉)委員 | <p>4町村が事業所不在である。居住地によって介護サービスの提供に差が生じることは避けなければならない。国が対応すべき課題であるが、国が制度を改めるまでは県が対応しなければならない。今後の対応はどうか。</p> |
| 高齢者支援課長 | <p>6月に県内事業所から運営状況の聴き取りを行ったところ、「高齢者施設に併設する事業所は効率的に訪問できるが、在宅訪問する事業所は移動時間が長く、ガソリン代も掛かることから利益が上がらない」、「物価高騰によってガソリン代が大きな負担になっている」、「小規模事業者には専任の事務職員がいないため、加算制度の改正内容を確認する時間が取れない」などの声があった。</p> <p>県では、全国知事会を通して、訪問介護の基本報酬引き下げに伴う影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう政府に要望している。また、今回の訪問介護の報酬改定で基本報酬は引き下げられたが、処遇改善については最も高い加算率が設定されたため、社会保険労務士等の専門家を事業所に派遣することで、加算の新規取得や上位区分取得を支援している。物価高騰によるガソリン代の掛かり増しについては、政府が予定している今秋の経済対策の動向を注視しながら検討していきたい。</p> |
| 石川(渉)委員 | <p>ガソリン代には報酬加算がないため、カバーする区域が広い事業所ほど厳しい経営になる。更に事業所が廃止・休止とならないよう県としても対策に取り組んでほしい。</p> |
| 石川(渉)委員 | <p>電気代や物価の高騰により生活困窮の世帯や学生が増えている中、食品提供に</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-------------|--|
| 地域福祉推進課長 | <p>より支援を行うフードバンク団体の運営も厳しい状況となっている。昨年度実施したフードバンク団体に対する支援が今年度当初予算には計上されていない。今後の県の取組みはどうか。</p> <p>フードバンク団体等の関係者からは、物価高騰の影響を受けて米を中心に食品の確保に苦慮している中、食品提供を受けたい多くの方から問い合わせがあると聞いている。関係者の話を踏まえ、昨年度の事業を検証しながら今後の支援について検討している。</p> |
| 橋本委員 | <p>異常気象や地球温暖化が叫ばれる中、本県でも大雨災害が発生した。今年度に予算を拡充したカーボンニュートラル県民アクション推進事業の取組状況はどうか。</p> |
| 環境企画課長 | <p>本県では、令和2年8月に国に先駆けて宣言した「ゼロカーボンやまがた2050」の実現に向けて、4年度から「カーボンニュートラルやまがた県民運動」を展開している。重点的な取組みとして、①意識、道具、電気、行動を「かえる」、②エネルギーや地域活力を「つくる」、③自分ごととして積極的に「かかわる」の3つを掲げ、カーボンニュートラル県民アクション推進事業を通して取組みを推進している。</p> <p>具体的には、取組みの推進体制として、県、市町村、経済団体、消費者団体等の179団体で構成するカーボンニュートラルやまがた県民運動推進会議を設立し、例年6月に県民運動推進大会を開催するなど、構成団体間の連携を深めている。また、カーボンニュートラルの考え方や取組みの認知度向上のためのメディアやSNS等の活用による普及啓発、住宅の高断熱化・高气密化による省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入支援、企業における脱炭素経営の推進、市町村におけるカーボンニュートラル施策の推進等に取り組んでいる。今年度は新たに、宅配便の再配達によるCO2排出を削減するため、宅配ボックスの利用推進を図るキャンペーンを来月から予定している。引き続き、様々な世代や事業者に向けて情報発信を進め、県民総ぐるみの運動を推進していきたい。</p> |
| 橋本委員 | <p>環境の変化を県民一人ひとりが自分ごととして捉えて行動に移せるよう、県がリーダーシップを発揮してほしい。推進会議は179団体で構成されるが、企業同士が環境面での課題や解決手法を共有する交流の場も検討してほしい。</p> |
| 橋本委員 | <p>県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に向けて各部会での検討が進んでいるが、西村山地域管内4町に対して検討の進捗状況を報告しているのか。</p> |
| 西村山医療体制企画主幹 | <p>現在、各部会を設けて診療機能等の検討を進めており、これまでに延べ4回開催している。部会を終了する都度、管内4町に対してできる限り対面形式で説明の機会を設けている。部会の意思形成に関わる内部資料を示すことは難しいが、口頭で補いながら丁寧に説明を行っている。説明は各町の担当課長に行っているため、各首長にも情報は伝わっているものと考えます。</p> |
| 橋本委員 | <p>西村山地域の休日・夜間の診療体制に対する地元住民の関心は高いが、現在の検討状況はどうか。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-------------|---|
| 西村山医療体制企画主幹 | <p>本県の休日の日中の初期救急体制は、休日診療所を設ける場合と地域の開業医に在宅当番医を依頼する場合の二つに分けられる。西村山地域は基本的に在宅当番医による対応となるが、西川町や朝日町は町立病院での対応が基本となる。また、開業医が少ない大江町や朝日町の一部では寒河江市の在宅当番医に相乗りするなど、市町によって状況が異なる。</p> <p>在宅当番医は、医師の高齢化や閉院の懸念があるため、体制を安定的に継続するには課題がある。このため、初期救急を一義的に担う管内1市4町では、今年度から西村山地方救急医療対策協議会の中に専門委員会を新たに設置し、今後の在り方について検討を進めていると聞いている。救急分野において新病院が地域の開業医と適切に役割分担を図ることは当然かつ必要なことであり、新病院としてどのような連携ができるか、1市4町の検討状況を注視していきたい。</p> |
| 橋本委員 | <p>1市4町が行う検討に対して、県からも支援してほしいと考えるがどうか。</p> |
| 西村山医療体制企画主幹 | <p>新病院の整備に向けた協議会で地域の開業医を対象にアンケートを行い、在宅当番医の課題や新病院に期待する部分等を幅広く調査している。1市4町には検討の材料としてもらうため、調査結果を随時提供している。また、複数の医療機関の医療機能を再編する場合に、国の財政支援や技術支援を短期集中的に受けられる重点支援区域制度がある。1市4町が検討している今後の休日・夜間診療の体制や新病院との連携について当該制度を活用できるか、県では厚生労働省と協議を進めている。</p> |
| 橋本委員 | <p>休日診療に限らず地域全体で共有しなければならない課題は多い。管内4町とは十分に意思疎通を図りながら検討を進めてほしい。</p> |
| 石黒委員 | <p>冒頭で当局から報告があった本県の児童虐待の状況について、平成29年度から令和元年度にかけて通告件数が急激に増加している要因は何か。</p> |
| 子ども家庭福祉課長 | <p>様々な要因が考えられるが、平成30年、31年に、東京都目黒区及び千葉県野田市において虐待による児童の死亡事案が立て続けに起きたことにより、報道を見聞きした県民の児童虐待に対する意識が高まったことから、通告件数や通告に伴う認知件数が増加したものと捉えている。</p> |
| 石黒委員 | <p>虐待者は実母が最も多いが、虐待を未然に防ぐためにも、産後ケアの取組みは重要である。現在、「山形県こども計画（仮称）」の策定に向けて準備を進めているが、同計画は複数の既存計画を統合して一つにまとめるものである。同計画における産後ケアの位置付けはどうか。</p> |
| しあわせ子育て政策課長 | <p>産後ケアに関する成育医療計画も「山形県こども計画（仮称）」に統合した上で盛り込んでいく。</p> |
| 石黒委員 | <p>7月25日からの大雨災害により、酒田市大沢地区では山間を流れる小屋淵川で土石流が発生し、山や森の保全の重要性を改めて痛感した。今回の大雨災害を受け、やまがた緑環境税の今後の活用の在り方をどのように考えるか。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-------------|---|
| みどり県民活動推進主幹 | やまがた緑環境税の使途は、農林水産部が所管する人工林や里山林の整備等のハード事業と環境エネルギー部が所管する森林環境教育等のソフト事業に分けられる。やまがた緑環境税は、他の特定財源が充当されない事業に活用するため、国の財源で実施する治山事業や災害復旧事業等には活用できない。ただし、やまがた緑環境税の趣旨の一つは、荒廃の恐れのある森林の整備を実施することであり、農林水産部と連携しながら事業を推進していきたい。 |
| 伊藤(重)委員 | 今回の大雨災害を受け、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を酒田市に派遣している。戸沢村に派遣されなかった理由は何か。 |
| 健康福祉企画課長 | DHEATは被災により保健所や市町村の指揮命令系統が機能しない場合に派遣するもので、医師をトップとする、保健師、業務調整員の3名体制のチームを酒田市八幡支所に派遣した。最上保健所や戸沢村では指揮命令系統が十分に機能しており、派遣要請がなかった。 |
| 伊藤(重)委員 | 戸沢村から派遣要請がなかったということか。 |
| 健康福祉企画課長 | 最上保健所から派遣要請がなかった。最上保健所では所長や保健師が避難所を直接訪問して現地確認等を行い、現状のままだも戸沢村とは連携を図りながら対応が可能と判断した結果、県は派遣要請を受けていない。 |
| 伊藤(重)委員 | 戸沢村の人員体制も十分に勘案しての最上保健所による判断だが、今後、今回の判断の検証も必要と考える。 被災地を訪問して社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役割は大きいと感じたが、災害時における社協との連携の在り方はどうか。 |
| 地域福祉推進課長 | 災害時の社協の基本的な支援は、災害ボランティアセンターの運営になる。一義的には被災地の社協が運営を行うが、人手が不足する酒田市、遊佐町、鮭川村、戸沢村には他市町村の社協から応援職員が入っている。更に酒田市と戸沢村には、北海道・東北ブロックの社協から応援職員が入っている。 |
| 伊藤(重)委員 | 被災地の応援に入る状況もあるため、災害ボランティアセンターの運営に係る研修を常時行う必要があると考えるが、実施状況はどうか。 |
| 地域福祉推進課長 | 防災くらし安心部の所管になるが、県の災害ボランティア支援ネットワークに県社協が構成員として参加しており、その中で設置運営訓練を行っているとしている。 |
| 伊藤(重)委員 | 避難所では日本赤十字社山形県支部（以下「日赤県支部」という。）が心のケア班を編成して避難者の相談対応に当たっているが、避難者が感じる不安や悩みはどのようなものか。 |
| 障がい福祉課長 | 避難所生活の長期化により避難者にストレスや心身の疲労が生じている状況から、県では日赤県支部に対して各避難所の巡回を要請している。避難者からは家屋の被災状況や生活の再建等に対する不安や悩みを聞いている。一方で、巡回 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-----------|--|
| 相田(日)副委員長 | 職員と会話することにより前向きな気持ちになれるとの話も聞いており、今後も日赤県支部と連携しながら避難者に寄り添ったケアに努めていきたい。 |
| 相田(日)副委員長 | 災害廃棄物を含む一般廃棄物の処理責任は、一義的には市町村であるが、市町村が災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合には、必要に応じて県が廃棄物処理を実施することになる。市町村における災害廃棄物の処理状況はどうか。 |
| 廃棄物対策主幹 | 早い市町村では発災の翌々日に仮置き場を設置したが、被害状況が市町村によって異なるため処理状況にもバラつきがある。広域事務組合の処理施設に大きな被害がなかったことから、同施設での処理が基本となるが、処理が追いつかない場合は民間事業者から協力を得ていきたい。 |
| 相田(日)副委員長 | 災害廃棄物処理に係る財源はどうか。 |
| 廃棄物対策主幹 | 環境省が所管する災害等廃棄物処理事業費補助金がある。災害廃棄物の処理に係る経費について補助対象経費の2分の1を国が補助する制度である。残りの2分の1は地方負担となるが、うち8割は特別交付税措置となるため実質的には1割の負担である。ただし、補助対象事業費には一定の要件があるため、制度の活用は市町村の判断となる。 |
| 相田(日)副委員長 | 下水処理への対応が十分ではない地域もあると考える。金山町では、災害時に浄化槽を使用するに当たっての状況確認用のチェックリストを町民に周知している。県の支援状況はどうか。 |
| 水大気環境課長 | <p>県では環境省が策定した「災害時の浄化槽被害対策等マニュアル」のチェックリストを市町村に周知しており、金山町の事例もそれを受けた対応と考える。</p> <p>また、地元事業者だけでは浄化槽点検が追いつかず、他の地域からの応援を必要とする場合には、県が被災地域の浄化槽点検について県水質保全協会と結んだ協定を活用できることも周知している。そのほか、浄化槽が上手く機能しない場合等に活用できる財政支援として、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金、国土交通省の堆積土砂排除事業、内閣府の災害救助法に基づく応急処置等が活用できることを周知している。</p> |